

## (議題 4) 資料 1-1

# 地域包括支援センター公募の実施に向けた主な見直し

## 1 委託料の見直し

### 課題

- ① 本市が定める人員基準（おおむね三千人以上六千人未満に三職種配置）に対し地域包括支援センター10か所のうち6か所が六千人を超える状態
- ② 認知症地域支援推進など、新たな業務の負荷増大
- ③ 後期高齢者、認知症有病者の増加等、福祉需要の増加、高度化、複雑化
- ④ 業務を充実・拡大するため財源が必要

地域と一体となった介護予防・認知症対策の取組みを強化するため、委託料を見直し、必要な人員の確保を図ります。

### 見直し (1) 人員基準

「宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例」  
(職員の配置の基準) 第4条

一のセンターが担当すべき区域にける第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員に係る基準及び員数は、原則として次のとおりとする。

- 一 保健師・・・ 1人
- 二 社会福祉士・・・ 1人
- 三 主任介護支援専門員・・・ 1人

### 認知症地域支援推進員を各センターに専任として確保

・ 認知症地域支援・ケア向上・関係機関と連携し、認知症の人とその家族の支援体制の構築・専門医等とのネットワーク形成・認知症の理解を深める啓発活動・チームオレンジの構築の推進強化を図る。

### (2) 委託料

現行人件費、事務費を積算

#### ①人件費

・ 人員基準の増員に伴う人件費の見直し増額（厚労省賃金構造基本統計調査より）

#### ②事務費

・ 諸経費として、人件費の15%で算定（一般的諸経費率10～20%）

北 部 : 約1,730,000円/年 ➡ 約2,350,000円/年 増額 620,000円

北部以外 : 約2,400,000円/年 ➡ 約3,000,000円/年 増額 600,000円

## 2 委託期間

---

「宇部市地域包括支援センター委託法人募集要項」  
委託期間については、これまで2年～4年で設定

### 課題

- ① 短期間の契約では、受託者の安定的な運営（人材の確保、設備への投資など）が不安定となる
- ② 長期間の契約でなければ、サービス多様化、重層的支援などに対応したサービスの維持、継続性確保など対応が難しい

### 見直し (1) 委託期間

- ① 期間設定 6年（指定介護予防事業所の指定更新期間に合わせる）  
（長期契約・債務負担行為）

## 3 応募資格の見直し（1法人1か所）

---

「宇部市地域包括支援センター委託法人募集にあたっては、公平性（寡占防止）の確保の観点から  
・市内の他の圏域において、センターの設置・運営を受託していないこと・・・  
を要件としてきた

### 課題

- ① むべの里と光栄会の合併により、同一法人が東部1、中部2を受託している
- ② 他法人の参入がない可能性がある（応募のない圏域が発生する見込み）

### 見直し (1) 応募資格

- ① 応募資格基準の緩和（1法人複数可能）  
複数希望（同時受託）の応募可能とする（希望順位を付けた応募）  
高順位希望を優先し、同順位で応募者が重複した場合は審査決定

## 福祉なんでも相談窓口公募の実施に向けた主な見直し

### 1 業務内容の拡充

改正社会福祉法に基づき、属性を問わず包括的に相談を受け止め複合化・複雑化したニーズに対応する包括的支援の充実を図るため、アウトリーチを通じた潜在的ニーズの把握と継続的支援及び地域の社会資源や支援メニューのコーディネートによる参加支援を行う「重層的支援体制」の整備

- ・包括的な相談の受け止め、適切な支援機関へのつなぎ
- ・アウトリーチ等を通じた潜在的ニーズの把握と継続的支援（強化）
- ・地域の社会資源や支援メニューのコーディネートによる参加支援（強化）
- ・複合化・複雑化した事例への対応・支援を検討する重層的支援会議へのつなぎ（強化）

### 2 委託料の見直し

#### (1) 人件費

- ・人件費のベースアップ（厚労省賃金構造基本統計調査より）

#### (2) 事務費

- ・諸経費として、人件費の15%で算定（一般的諸経費率10～20%）

4,587,000円/年 ➡ 5,439,500円/年 増額 852,500円

### 3 委託期間の見直し

地域包括支援センターに準ずる

### 4 委託先

地域包括支援センター受託事業所

(議題4)

資料1-2

# 宇部市の重層的支援体制

包括的相談支援

アウトリーチ等を通じた継続的相談支援

参加支援

福祉なんでも相談窓口

(地域包括支援センター 障害者相談窓口 宇部市社会福祉協議会)

子育て世代包括支援センター Ubeハピ

子育て支援センター

生活相談サポートセンターうべ



↓ 複合化・複雑化した事例

福祉総合相談センター

多機関協働

↑ 連携・支援

重層的支援会議

支援調整会議、  
地域ケア個別会議 等

↑ 協働

居場所づくり  
見守り体制づくり  
地域共生の意識の醸成  
共助の基盤づくり等

↕ 協働

支え合いの地域づくり

生活支援コーディネーター、民生児童委員

地域・保健福祉支援チーム、地域住民、社会福祉法人等

第 1 号介護予防支援事業に係る公正・中立性評価基準 (新)

公正・中立性の観点から留意する項目 (評価項目)	指標	評価基準
<p style="text-align: center;"><b>第 1 号介護予防支援事業</b></p>	<p>【対象者】 給付管理実績のある居宅介護支援事業所への委託を含む全利用者</p> <p>【評価期間】 当該年度（4月～3月）で評価を行う。</p> <p>【評価方法】 ①第 1 号訪問事業を位置づけた全利用者のうち、当該地域包括支援センターが所属する法人を位置づけた利用者総数の割合 ②第 1 号通所事業を位置づけた全利用者のうち、当該地域包括支援センターが所属する法人を位置づけた利用者総数の割合</p>	<p>評価期間において、評価方法の①及び②を合わせた割合が、50%未満。 ただし、50%以上であっても、正当な理由(※)がある場合は除く。</p>
	<p>※正当な理由 1 複数の事業所を紹介するなど適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、当該法人（事業所）に集中している場合 2 事業所が廃止された場合</p>	

※この評価基準については、随時、宇部市地域包括支援センター運営協議会に諮り、必要な見直しを実施する。

第 1 号介護予防支援事業に係る公正・中立性評価基準（旧）

公正・中立性の観点から 留意する項目 (評価項目)	指標	評価基準	
<p style="text-align: center;">第 1 号介護予防支援事業</p>	<p style="text-align: center;">正当な理由なく、当該地域事業を所実しつないが</p>	<p><b>【対象者】</b> 給付管理実績のある居宅介護支援事業所への委託を含む全利用者</p> <p><b>【基準時点】</b> 市の委託事業開始前年度3月分の給付実績で判定する。 (北部2圏域：平成24年3月/東部・西部及び中部圏域：平成25年3月/南部圏域：平成29年3月)</p> <p><b>【判定時点】</b> 当該年度3月分の給付実績を判定時点とする。 ※上記に加えて、次回委託法人募集時については、募集開始直近月の給付実績を判定時点とする。</p> <p><b>【判定方法】</b> ①第1号訪問事業を位置づけた全利用者のうち、当該地域包括支援センターが所属する法人（事業所）を位置づけた利用者数の割合 ②第1号通所事業を位置づけた全利用者のうち、当該地域包括支援センターが所属する法人（事業所）を位置づけた利用者数の割合</p>	<p>判定時点において、判定方法の①及び②を合わせた割合が、基準時点の判定方法の①及び②を合わせた割合と比較し、上昇率が10%未満である。 ただし、上記上昇率が10%以上であっても、正当な理由（※）がある場合は除く。</p>
	<p>※正当な理由 1 複数の事業所を紹介するなど適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、当該法人（事業所）に集中している場合（この場合、利用者が自ら希望したサービスであることの証明書の徴収を求める。） 2 事業所が廃止された場合</p>		

※この評価基準については、随時、宇部市地域包括支援センター運営協議会に諮り、必要な見直しを実施する。